

滋賀県立学校育児休業代替任期付職員の登録案内

育児休業代替任期付職員登録制度について

滋賀県教育委員会では、「育児休業代替任期付職員」として県立学校に勤務する候補者の登録制度を実施しています。

「育児休業代替任期付職員」とは、育児休業法および条例に基づき滋賀県立学校職員が育児休業をした場合に、その代替として、当該職員の育児休業期間（3年未満）に任期を限り、県立高等学校や県立特別支援学校で勤務していただく職員のことです。

なお、候補者の登録ですので、登録されても採用されない場合もあります。

1 育児休業代替任期付職員について

育児休業代替任期付職員とは、県立高等学校や県立特別支援学校で、育児休業をする職員の代替職員として勤務していただく職員です。

臨時的任用職員とは異なり、任期を定めた任用であること、育児休業および育児短時間勤務をすることができないこと以外は、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容、勤務条件となります。

育児休業をする職員があった場合に、その都度希望勤務地等を考慮のうえ、あらかじめ登録申込みされた方を育児休業代替任期付職員として採用します。

そのため、登録されても、育児休業をする職員の状況により、採用までに一定の期間が経過する場合や採用されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

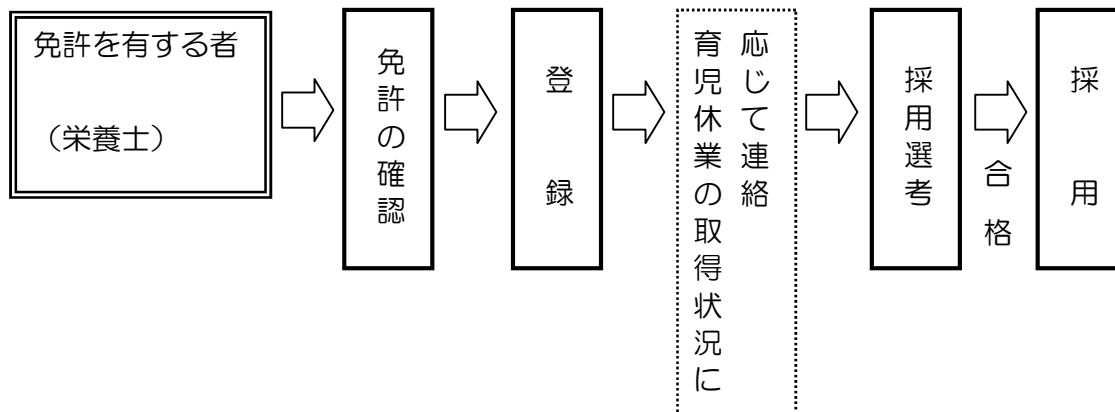
なお、登録の際の条件は職種によって異なります。

※育児休業とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで知事の承認を得て休業することができる制度です。

母性保護の観点から女性職員に付与する産前産後の特別休暇(出産予定日以前8週間目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内で必要な日数)の期間は含みません。

2 採用までの流れ



3 欠格事由

次のいずれかに該当する者は登録できません。(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)

ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 登録手続き

(1) 登録区分・登録資格・主な職務内容および勤務予定先

登録区分	登録資格	主な職務内容	勤務予定先
栄養士	栄養士の免許を有する者	学校給食における栄養管理等に関する業務	県立高等学校または県立特別支援学校

(2) 申込手続

郵送により申し込んでください。なお、申込みに当たっては、次に留意してください。

封筒の表に「育児休業代替任期付職員登録申込書在中」と朱書きし、簡易書留または特定記録郵便で郵送してください。(簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。)

【提出書類】①必要事項を記入した登録申込書(様式1)

②栄養士免許証の写し

③臨時的任用職員募集情報の案内に関する同意書(様式2)

【送付先】〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県教育委員会教職員課

電話 077-528-4531(直通)

【受付期間】随時受付

5 登録後採用されるまで

(1) 登録申込み後、育児休業代替任期付職員採用候補者名簿に登録され(登録された旨の通知をします。)、希望勤務地等を考慮の上選抜された者に対して採用選考を実施し、合格者が採用されます。

(2) 育児休業をする職員の代替職員として勤務することになりますので、職員の育児休業の状況によっては登録者すべてが採用されるとは限りません。

(3) 名簿登録の有効期間は、登録された日から3年間ですが、免許の失効等、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。

(4) 名簿登録された後、内容の変更または取消を希望される場合は、「滋賀県立学校育休代替任期付職員登録 変更・取消届」(様式3) を提出してください。

6 採用されてから

育児休業代替任期付職員は、任期が定められていること以外は一般の職員と同様に、給与、勤務時間、服務等に関する地方公務員法等の規定が適用されます。

(1) 任用期間

育児休業をする職員の育児休業期間を任用の限度として任期を定めて採用します。任用期間は、概ね10ヶ月以上3年未満ですが、各職員の育児休業期間に応じて、採用時に決定することとなります。なお、育児休業期間が短縮された場合には、採用時に決定した任用期間が短縮されることがあります。

(2) 給与

給料は、次の表のとおりです。(平成26年2月1日現在)

なお、給料は、経歴その他に応じて、一定の範囲内で額が加算されます。

給料のほかに、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

職種	学歴免許等	初任給(注1)	[参考] 免許等取得後の経験が 10年ある場合(注2)
栄養士	短大卒	173,155円	229,918円

注1) 初任給欄は、資格免許を取得した直後の者が採用となった場合の額で、地域手当を含みます。

注2) 参考欄の給料は、同種の職務に従事した経験が10年ある場合のもので、学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

(3) 勤務時間、休暇

ア 勤務時間は、週平均38時間45分です。

イ 休暇は、任期に応じて最大年間20日間の年次有給休暇、けがや病気、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇などがあります。

(4) 服 務

任用期間中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

(5) 福利厚生

公立学校共済組合の組合員および(財)滋賀県教職員互助会の会員となります。

(6) その他

ア 育児休業代替任期付職員は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、職員の育児休業期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

イ 育児休業代替任期付職員への採用は、滋賀県立学校職員(任期の定めのない)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

8 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。